

当座勘定規定 新旧対照表

改定前	改定後	改定理由
第1条 （省略） 第2条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」という。）も受入れます。 （2）手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 （3）証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 （4）証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 第3条～第7条 （省略） 第8条（手形、小切手の支払、払戻し） （1） 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。	第1条 （省略） 第2条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 （3）証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 （4）証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 第3条～第7条 （省略） 第8条（手形、小切手の支払、払戻し） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された手形または小切手が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。</u> （2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。	他行を支払地とする手形・小切手の預金入金の受付終了に伴う改定 最終振出期限の設定に伴う改定

(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。 (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当行に届出の印鑑（および署名鑑）を押印のうえ、当座勘定入金帳とともに提出してください。また、払戻しに際して、当行所定の本人確認書類等の提示を求めることがあります。求められた本人確認書類等の提示がない場合には、取引を行うことはできません。 第9条（手形、小切手用紙等） (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 (5) 払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる範囲内で当行所定の同請求書を交付します。 (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。 (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当行に届出の印鑑（および署名鑑）を押印のうえ、当座勘定入金帳とともに提出してください。また、払戻しに際して、当行所定の本人確認書類等の提示を求めることがあります。求められた本人確認書類等の提示がない場合には、取引を行うことはできません。 第9条（手形、小切手用紙等） (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを</u>確認してください。 (3) 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 (5) 払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる範囲内で当行所定の同請求書を交付します。 (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	最終振出期限の設定に伴う改定
---	---	-----------------------

せん。 第 10 条～第 18 条 （省略） 第 19 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 （2）前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 第 20 条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 （2）前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。 （以下、省略）	せん。 第 10 条～第 18 条 （省略） 第 19 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>ただし、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたものが呈示されたときは、支払いません。また、振出日の記載がないものが呈示されたときは当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> （2）前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 第 20 条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>ただし、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたものが呈示されたときは、支払いません。また、振出日の記載がないものが呈示されたときは当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> （2）前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。 （以下、省略）	最終振出期限の設定に伴う改定 最終振出期限の設定に伴う改定
--	--	---

約束手形用法 新旧対照表

改定前	改定後	改定理由
1. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入して下さい。 (以下、省略)	1. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入して下さい。 (以下、省略)	最終振出期限の設定に伴い振出日の記載を必須とする

為替手形用法 新旧対照表

改定前	改定後	改定理由
1～3 (省略) 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 (以下、省略)	1～3 (省略) 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 (以下、省略)	最終振出期限の設定に伴い振出日の記載を必須とする

小切手用法 新旧対照表

改定前	改定後	改定理由
1. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 (以下、省略)	1. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された小切手が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。</u> (以下、省略)	最終振出期限の設定に伴う改定

代金取立規定 新旧対照表

改定前	改定後	改定理由
1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証、譲渡性預金証書、譲渡性預金中間払利息支払請求書、その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入ができないもの（以下「証券類」と言う。）は代金取立として取扱います。 (以下、省略)	1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証、譲渡性預金証書、譲渡性預金中間払利息支払請求書、その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入ができないもの（以下「証券類」と言う。）は代金取立として取扱います。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u> (以下、省略)	最終振出期限の設定に伴う改定

普通預金規定 新旧対照表

改定前	改定後	改定理由
1～2 （省略） 3.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （2）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 （3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。 （4）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 （5）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 （以下、省略）	1～2 （省略） 3.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 （3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。 （4）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 （5）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 （以下、省略）	他行を支払地とする手形・小切手の預金入金の受付終了に伴う改定

貯蓄預金規定 新旧対照表

改定前	改定後	改定理由
1～2 （省略） 3.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （2）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 （3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 （4）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 （5）証券類の取立のためにとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 （以下、省略）	1～2 （省略） 3.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 （3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 （4）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 （5）証券類の取立のためにとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 （以下、省略）	他行を支払地とする手形・小切手の預金入金の受付終了に伴う改定

納税準備預金規定 新旧対照表

改定前	改定後	改定理由
1～2 （省略） 3.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 （2）手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 （3）証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続を済ませてください。 （4）手形、小切手を受入れるときは、復記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 （5）証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 （以下、省略）	1～2 （省略） 3.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 （3）証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続を済ませてください。 （4）手形、小切手を受入れるときは、復記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 （5）証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 （以下、省略）	他行を支払地とする手形・小切手の預金入金の受付終了に伴う改定

通知預金規定 新旧対照表

改定前	改定後	改定理由
1～3 （省略） 4.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、または、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。 （以下、省略）	1～3 （省略） 4.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類 <u>（以下、「証券類」という。）</u>を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、または、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。 （以下、省略）	他行を支払地とする手形・小切手の預金入金の受付終了に伴う改定

積立型定期預金共通規定 新旧対照表

改定前	改定後	改定理由
1 (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類(以下、「証券類」といいます)を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りになったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。 (以下、省略)	1 (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類(以下、「証券類」といいます)を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 受入れた証券類が不渡りになったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。 (以下、省略)	他行を支払地とする手形・小切手の預金入金の受付終了に伴う改定

定期預金共通規定 新旧対照表

改定前	改定後	改定理由
1（省略） 2．（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類（以下、「証券類」といいます）を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2）受入れた証券類が不渡りになったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、または通帳の当該受入れの記帳を取消したうえ、当店で返却します。 （以下、省略）	1（省略） 2．（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類（以下、「証券類」といいます）を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）受入れた証券類が不渡りになったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、または通帳の当該受入れの記帳を取消したうえ、当店で返却します。 （以下、省略）	他行を支払地とする手形・小切手の預金入金の受付終了に伴う改定

定期積金規定（スーパー積金規定） 新旧対照表

改定前	改定後	改定理由
1～2 （省略） 3.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 （2）受入れた証券類が不渡りになったときは、掛金になりません。不渡りになった証券類は通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。 （以下、省略）	1～2 （省略） 3.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類（以下「証券類」という。）を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）受入れた証券類が不渡りになったときは、掛金になりません。不渡りになった証券類は通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。 （以下、省略）	他行を支払地とする手形・小切手の預金入金の受付終了に伴う改定